

中間決算公告

令和 7 年 9 月 26 日

東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
 ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・
 ナショナル・アソシエーション
 (JPモルガン・チェース銀行 東京支店)
 日本における代表者兼東京支店長 李家輝

中間貸借対照表 (令和 7 年 6 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	7,467,231	預金	1,024,013
債券貸借取引支払保証金	14,780	外国為替	122,965
買入金銭債権	747	その他負債	2,311,228
貸出金	395,526	未払法人税等	807
外国為替	10,515	金融派生商品	1,642,630
その他資産	1,899,906	金融商品等受入担保金	625,635
金融派生商品	1,629,341	その他の負債	42,154
その他の資産	270,564	賞与引当金	1,163
有形固定資産	18	支払承諾	11,159
無形固定資産	310	本支店勘定	7,173,257
前払年金費用	804	小計	10,643,788
支払承諾見返	11,159	持込資本金	2,000
貸倒引当金	△506	中間繰越利益剰余金	811
本支店勘定	846,106		
合 計	10,646,599	合 計	10,646,599

{
 令和 7 年 1 月 1 日から
 令和 7 年 6 月 30 日まで

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		33,549
資金運用収益	26,591	
(うち貸出金利息)	(6,631)	
役務取引等収益	3,046	
その他業務収益	2,659	
その他経常収益	1,251	
経常費用		30,732
資金調達費用	21,984	
(うち預金利息)	(8,495)	
役務取引等費用	654	
その他業務費用	71	
営業経費	7,884	
その他経常費用	138	
経常利益		2,816
税引前中間純利益		2,816
法人税、住民税及び事業税	746	
法人税等合計		746
中間純利益		2,069
繰越利益剰余金 (当期首残高)		△17
本店への送金		1,241
中間繰越利益剰余金		811

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

その他の有形固定資産は、定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

その他の有形固定資産 4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外本支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき、これに将来見込み等必要な修正を加えて予想損失額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部及び財務部が共同して資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、及び親会社の運営する株式報酬制度にかかる将来の費用負担に備えるため、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。当中間期末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

- 過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

6. 収益の計上方法

① 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② 主な取引における収益の認識

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等が適用される顧客との契約から生じる収益は「役務取引等収益」に含まれており、そのうち主要なものは為替業務によるサービス提供からの収益及び預金業務に係る収益であります。

為替業務に係る収益は、主に国内外の送金・振込手数料による収益であり、対応するサービスが提供された時点で収益を認識しております。

預金業務に係る収益は、主にインターネットバンキングサービスからの収益が含まれており、対応するサービスが提供された時点で収益を認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は 14,683 百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有している有価証券は 433 百万円です。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）の該当はありません。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で 破産更生 債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上 遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権 並びに危険債権 に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

その他の資産には、金融商品差入担保金203,887百万円、為替決済の担保金38,000百万円及び保証金53百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、304,855 百万円であります。このうち契約残存期間 1 年以内のものが216,272 百万円あります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額は、18 百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

令和7年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位: 百万円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 (*1)				
金利関連	-	Δ13,333	-	Δ13,333
通貨関連	13	30	-	43
デリバティブ取引計	13	Δ13,302	-	Δ13,289

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、Δで示しております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、外国為替(資産・負債)、金融商品等差入担保金、本支店勘定(資産・負債)、預金、金融商品等受入担保金は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位: 百万円)

区分	時価				貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
貸出金					395,526	
貸倒引当金 (*1)					Δ495	
	-	-	395,514	395,514	395,030	484
資産計	-	-	395,514	395,514	395,030	484

(*1) 貸出金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

貸出金

貸出金については、主に、約定元利金に内部格付に応じた債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを、市場金利にて割り引いた現在価値を時価としており、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当ありません。

(税効果関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
過大支払利子	1,576 百万円
賞与引当金	366
ソフトウェア	701
その他	1,480
繰延税金資産小計	4,124
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,926
評価性引当額小計	△ 3,926
繰延税金資産合計	197
繰延税金負債	
前払年金費用	197
繰延税金負債合計	197
繰延税金資産（負債）の純額	- 百万円

(注 1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

該当ありません。

(中間損益計算書注記)

本店経費負担額	1,786 百万円
当該負担額の内訳は次のとおりです。	
(1) 直接経費（派遣職員給与等）	11 百万円
(2) 間接経費割当額	1,775 百万円